

## 議第76号 呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行により、市税の各税目における措置の創設，見直し等が行われたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

なお，同法による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正のうち，本年4月1日施行の部分に係る呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）及び呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の改正については，本年3月31日に専決処分をしており，その承認を求める議案を別途提出しています。

### 2 改正の内容

#### (1) 個人の市民税（第1条関係）

##### ア セルフメディケーション税制の延長

健康の保持増進や疾病予防のために一定の取組（※1）を行っている者が，スイッチOTC医薬品（※2）を年間1万2千円を超えて購入した場合，その超える部分の金額について，8万8千円を限度とし，医療費控除を受けることができる特例（セルフメディケーション税制）について，適用期限を令和4年度までから令和9年度までに5年間延長します。

##### ※1 一定の取組

特定健康診査，予防接種，定期健康診断，健康診査，がん検診

##### ※2 スイッチOTC医薬品

「OTC」は「Over The Counter（カウンター越し）」の略で，販売の形態を示し，ドラッグストアや薬局で販売されている，いわゆる「市販薬」と呼ばれるものが「OTC医薬品」です。

このうち，医師によって処方される医療用医薬品から，OTC医薬品として販売許可された（スイッチされた）ものを「スイッチOTC医薬品」といいます。

##### イ 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

令和2年度税制改正において，扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し（※1）が行われたことを踏まえ，均等割及び所得割の非課税限度額（※2）並びに均等割の軽減（※3）について，その基準の判定に用いる「扶養親族の範囲」から，上記見直しにより扶養控除の適用対象外とされた年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を，除外することとします。

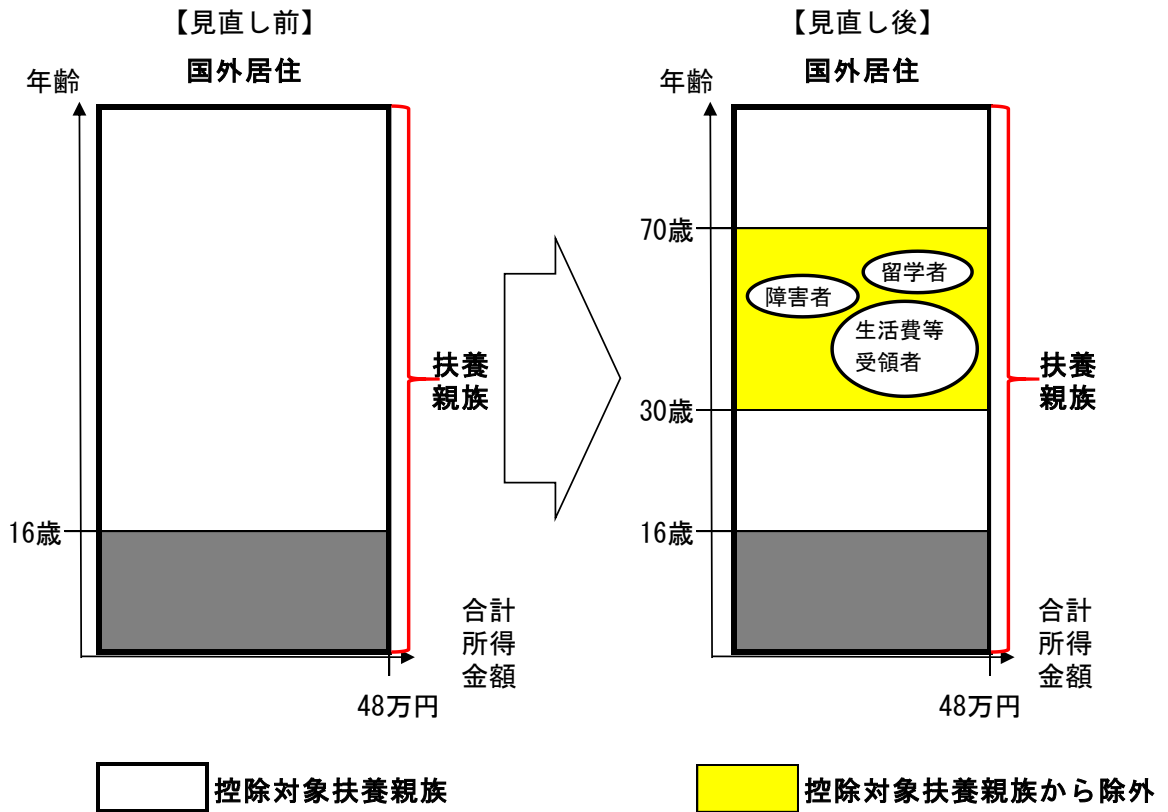
##### ※1 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し

扶養控除の対象となる扶養親族の要件を厳格化し，年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族は，次に掲げる者を除いて，扶養控除の適用対象外としました。

(ア) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(イ) 障害者

(ウ) 納税義務者から前年において生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者



※ 国内居住の場合は、変わりありません。

※ 2 均等割及び所得割の非課税限度額

同一生計配偶者及び扶養親族の人数に応じて算定される所得金額が一定額以下の者について、均等割及び所得割を非課税としています。

※ 3 均等割の軽減

「均等割の納付義務のある同一生計配偶者又は扶養親族」及び「当該同一生計配偶者又は扶養親族を2人以上有する者」については、均等割を2分の1減額しています。

(2) 法人の市民税（第2条関係）

法人税における連結納税制度の見直しに伴う規定の整理

法人税においては、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、企業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度から、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制度に移行されます（令和4年4月1日施行）。

令和2年第3回呉市議会（6月定例会）に提出した議案において、当該内容に伴う条例改正をしていますが、この度法人税において、グループ通算制度の適用を受けている法人について、当初申告における外国税額控除に変動が生じた場合等の具体的な取扱いについて規定されました。

法人の市民税においても同様の措置を行う法律改正が行われ、そのことによ

る引用条項の移動に伴い、関係規定の整理をします。

なお、法人税では連結納税制度が見直されますが、法人の市民税においては、連結納税制度を採用していないため、現行の基本的な枠組みに変更はありません。

### 3 施行期日

#### (1) 第1条による呉市税条例の一部改正

ア 令和4年1月1日

個人の市民税（セルフメディケーション税制の延長）

イ 令和6年1月1日

個人の市民税（国外居住親族の取扱いの見直し）

#### (2) 第2条による呉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

公布の日

法人の市民税（連結納税制度の見直しに伴う規定の整理）